

スマホ買物支援サービス提供事業者公募要領

スマホ買物支援協力企業公募要領(以下「本要領」という)は、富山市が地域生活拠点の住民等に対して実施するスマートフォンによる買物支援講座において、生鮮食品や生活雑貨をスマートフォンから注文して自宅まで配送するサービス(以下「ネットスーパーサービス」という)の利用登録等を支援する際に、対象とするネットスーパーサービスの提供事業者(以下「サービス提供事業者」という)を公募するものである。

1. 公募概要

(1) 公募名

スマホ買物支援サービス提供事業者公募

(2) 公募条件

下記の条件をすべて満たすサービス提供事業者を採択する。

- ① 県内で生鮮食品ならびに生活雑貨を取り扱う小売業(スーパー等)を営んでいること。
- ② ネットスーパーサービスを富山市全域へ提供できること。
- ③ 市で作成する住民への説明マニュアルについて、事実誤認等がないかの確認作業に協力できること。
- ④ 2,000種類以上の生鮮食品ならびに生活雑貨を配送できること。
- ⑤ 米、肉、野菜、トイレットペーパー、ティッシュペーパーは配送対象に必ず含むこと。
- ⑥ 8月19日までに、配送可能品目や配送手数料などの配送関連情報を市に対し、提供できること(チラシ等による提供も可とする)。
- ⑦ 発送関連情報について、説明マニュアルに記載するような重要な内容に変更が生じる場合は、2週間前までに市に対し情報を提供できること。
- ⑧ 注文確定前に発注金額の合計が容易に分かること。
- ⑨ 注文してから2日以内には自宅まで配送するサービスであること。
- ⑩ 配送予定日の前々日以前であれば、簡便な操作で配送取り消しができること。
- ⑪ 配送時の料金着払い(現金払い)に対応できること。

(3) 留意事項

・対象とするネットスーパーサービスは地域生活拠点5拠点程度で全5回紹介見込みであり、当講座で紹介するサービスは別途実施する参加者アンケートにより決定するものとする。

※実施回数やアンケート結果等により講座内で必ずしもサービスの紹介がなされるとは限らない。

2. 公募スケジュール

内容	期日
募集開始	令和6年 6 月13日（木）
質問書提出期限	令和6年 6 月27日（木）
質問回答(予定)	令和6年 7 月 4日（木）
公募期限	令和6年 7 月 11日(木)
公募結果の公表	令和6年 7 月 19日(金)
公募事業の期間	公募採択から令和7年 3 月28日まで

3. 公募への申し込みについて

(1) 申込方法

(ア) 新規申込の場合

下記a)～c)の必要書類を富山市企画管理部スマートシティ推進課へ提出すること。

- a) 参加申込書兼誓約書(様式1)……………1部
- b) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)(写し可)……………1部
- c) 提供可能なネットスーパーサービスの概要が分かる書類(自由様式、パンフレット等も可)……………1部

(イ) 昨年度からの継続希望の場合

下記 d)の必要書類を富山市企画管理部スマートシティ推進課へ提出すること。

- d) 延長申請書兼誓約書(様式3)……………1 部

(2) 募集期間

令和6年6月13日(木)～令和6年7月11日(木)

(3) 提出方法

E-mail、郵送又は持参により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の8時30分から17時までとする。

(4) 提出先

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

富山市企画管理部スマートシティ推進課（担当）城石、榊原

E-mail:smartcity-01@city.toyama.lg.jp

(5) 公募申請に係る合意

事業者は参加申込書兼誓約書の提出をもって、本要領に同意したものとする。

(6) 公募事業期間の延長に係る合意

富山市が本公募事業を次年度以降も継続する場合において、事業者が公募事業期間の延長に同意する場合は、「様式3 延長申請書兼誓約書」の提出をもって、公募事業期間の延長に合意したものとする。

4. 質疑・応答

(1) 質問書の提出方法

「様式2 質問票兼回答票」に記入の上、E-mailにより提出すること。

なお、メールの件名は「スマホ買物支援サービス提供事業者公募に係る質問」とすること。

(2) 提出先

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

富山市企画管理部スマートシティ推進課（担当）城石、榊原

E-mail: smartcity-01@city.toyama.lg.jp

(3) 回答方法

個別にE-mailにて回答する。また、他の申込者への公開が必要と富山市が判断したものについては、市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

5. 審査方法等

(1) 公募の採択にあたっては、登記事項証明ならびに提供のあったパンフレット等の提供可能なネットスーパーサービスの概要が分かる書類にて、ネットスーパーサービスの提供能力等を審査する。

(2) 公募への申し込みを行った事業者（以下「公募申請者」という）は、富山市から追加資料の提出を求められた場合は、指定のあった日時までに提出すること。

6. 結果の通知、公開

(1) 公募結果の通知、公開は、市ホームページでの公募採択結果の公開とする。

7. 提出書類並びに著作権等の取扱い

(1) 住民への説明マニュアル作成のために、公募採択事業者から提供のあった配送関連情報が掲載されているチラシや、ネットスーパーサービスのWebサイトから公募採択事業者が著作権を有する意匠等を転載する場合は、その事業主旨に沿った利用（住民への説明マニュアルの配布や各種広報媒体等への一部転記を含む）をする限りにおいて、公募採択事業者は市に対し、転載部分の加工、複製、再配布の権利を公募事業の期間終了の半年後まで認めるものとする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

8. 申込資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でない

こと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく富山市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 富山市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、富山市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (4) 日本国内に存在する法人で、法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと
- (5) 日本における法令(反社会勢力排除など)に準拠し、宗教活動・政治活動を主たる目的とする法人・団体及び富山市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等でないこと。

9. 失格要件

- (1) 公募採択決定後に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 本要領における諸条件に違反した場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他、指示した条件に違反する等市長が不適当と認める場合

10. 留意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、公募申請者の負担とする。
- (2) 公募採択者が本公募で得られた結果を広く広報する場合は、事前に富山市と協議すること。なお社内資料等で利用する場合は、明示は必須ではない。

11. 問い合わせ先

富山市企画管理部スマートシティ推進課（担当：城石・榊原）

電話 076-443-2006

E-mail: smartcity-01@city.toyama.lg.jp